

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ( )						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	国民年金基金連合会の事務費補助		事業開始年度 平成3年度					
担当部局・課室名 作成責任者	年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	①国民年金法第137条の15第1項及び第2項 ②確定拠出年金法第2条第3項及び第5項							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項)企業年金等普及促進費 (大事項)国民年金基金等助成に必要な経費 (目)国民年金基金連合会事務費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: )							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金( <u>直接</u> ・間接) (補助先: 国民年金基金連合会 実施主体: 国民年金基金連合会)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (首長08/役員数)	3/12	常勤役員数	3/3	非常勤役員数	0/7	監事等	0/2
	職員総数	28	内、官庁08	1	役員報酬総額	51百万円	官庁08役員報酬総額	51百万円
	積立金等の額	1兆2,486億円	内訳	年金積立金		今後の活用計画	年金給付費の財源	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)への事務費補助金は、基金を短期間で脱退した者及び解散基金加入員(以下「中途脱退者等」という。)について、個別の基金で長期間にわたり年金記録を管理し、給付することは困難かつ非効率であることから、法律の規定により連合会が年金の支給義務を引き継ぎ、老後に年金支給を行うこととされており、その円滑な事業運営を図るため事務費の一部を補助しているものである。 また、連合会は、確定拠出年金法に基づき、確定拠出年金の個人型年金(以下「個人型年金」という。)の加入資格の確認、拠出限度額の管理及び加入者等原簿の管理等を行うこととされており、その円滑な事業運営を図るため事務費の一部を補助しているものである。						
	対象 (誰/何を対象に)	国民年金法及び確定拠出年金法に基づき中途脱退者等に対する年金給付事業及び個人型年金の事業の管理運営事業を行う連合会						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	連合会に対し、以下の経費の一部を対象として補助しているものである。 ①中途脱退者等に係る記録の承継通知、裁定請求書、年金証書等の作成・発送等 ②個人型年金の事業の管理・運営に必要な電算機借料、通知書等印刷・郵送費等						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	206	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費		百万円		担当正職員	千円		人
	総計	206	百万円		臨時職員他	千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	1,205						
	H19(決算上の不用額)	#REF!						
	H20(決算額)	1,187						
	H20(決算上の不用額)	#REF!						
	H21(予算(補正込))	1,150						
	H21(決算見込)	1,150						
H22予算	206							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	205,504千円							

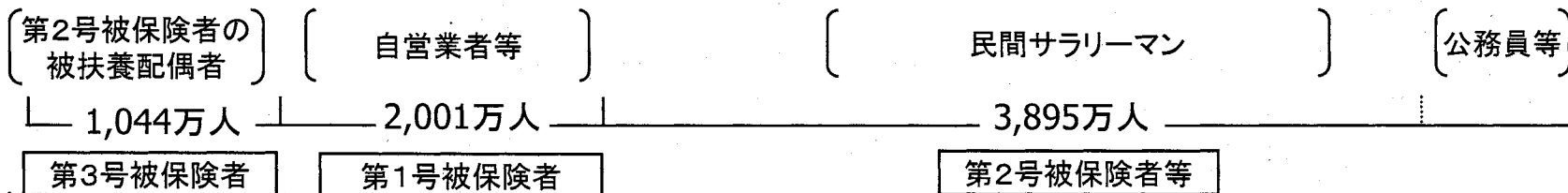
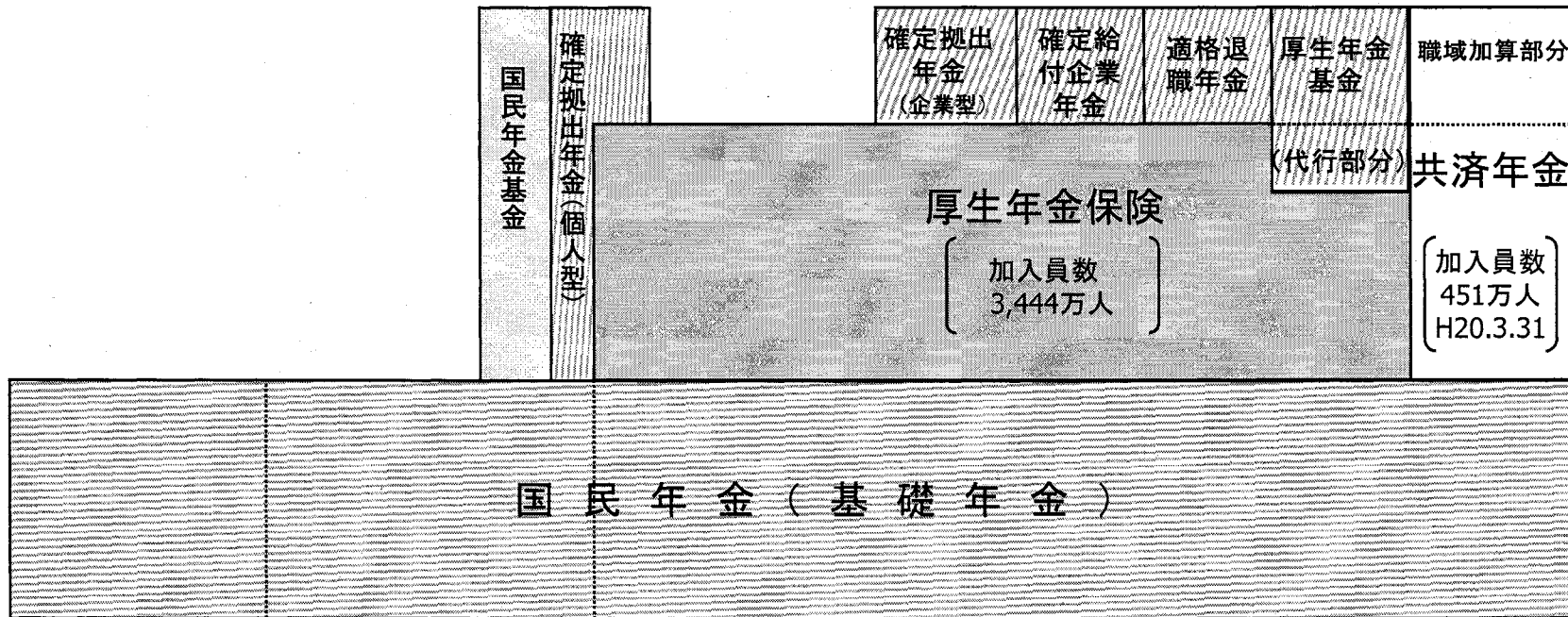
政策評価体系上の位置付、通し番号		— — — ( )			
事業評価シート					
予算事業名	国民年金基金連合会の事務費補助		事業開始年度	平成3年度	
担当部局・課室名 作成責任者	年金局 企業年金国民年金基金課 (課長 中村 博治)				
事業/制度の 必要性	<p>中途脱退者に対する年金給付事業等は、個別の基金で長期にわたり年金記録を管理し、給付することは困難かつ非効率であることから、「国民年金法」の規定により連合会で行うこととされている。当該事業は、本来公的年金の一部である国民年金の付加年金相当額を含む年金の支給を行うものであることから、その事務費の一部を補助しているものである。</p> <p>また、個人型年金は、企業型年金加入者等の離転職に伴うポータビリティを確保するうえで極めて重要な制度であり、確実かつ適正な実施を確保する必要があることから、当該制度の実施に要する事務費の一部を補助しているものである。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—				
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	国民年金基金の中途脱退者に係る国民年金基金連合会への移換人数(累計)	万件	36.3	38.1	40.6
	国民年金基金の中途脱退者に係る年金受給者数	万人	2.4	3.1	4.0
	国民年金基金の中途脱退者に係る年金支給総額	億円	41.0	55.8	67.1
	個人型年金加入者数	万人	9.3	10.1	11.2
	個人型年金運用指図者数	万人	10.1	13.8	18.6
予算執行率			%	100	100
アウトカム	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	国民年金基金の中途脱退者に係る国民年金基金連合会への移換人数(累計)	万件	36.3	38.1	40.6
	国民年金基金の中途脱退者に係る年金受給者数	万人	2.4	3.1	4.0
	国民年金基金の中途脱退者に係る年金支給総額	億円	41.0	55.8	67.1
	個人型年金加入者数	万人	9.3	10.1	11.2
	個人型年金運用指図者数	万人	10.1	13.8	18.6
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析、適宜アウトプット 指標に言及)	<p>連合会が行っている年金給付事業は、中途脱退者等に対する通算年金の支給を行うものであり、年々増加する年金受給者に対し、確実に年金を支給する仕組みとして当該事業は必要であることから、連合会に対して、引続き適正な年金支給に努めるとともに、未請求者の解消に努めるよう指導してまいりたい。また、個人型年金は、企業型年金加入者等の離転職に伴うポータビリティを確保するうえで極めて重要な制度であり、確実かつ適正な実施を確保する必要があることから、当該制度の管理運営事業を行って国民年金基金連合会に対して、引き続き確実且つ適正な事業の実施に努めるよう指導してまいりたい。</p>				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>連合会に対する事務費補助金については、これまでも効率化・縮減を図ってきたところであるが、平成20年度決算では、事業経費24.9億円のうち、11.9億円(47.8%)の補助となっていたところ。連合会の平成22年度予算では、昨年の行政刷新会議の事業仕分け結果により、国からの補助金の削減(対前年度比△82.1%の2.1億円)を受けて経常経費の見直し及び削減等を行い、それ以外の事業経費は独自財源により賅っている。</p> <p>平成23年度における補助金については、一層精査し、削減について検討していく考えである。なお、個人型年金の事業の管理・運営に必要な経費については、加入者の手数料及び補助金により賅っていることから、事業内容の一層の精査及び加入者増を図ることにより、補助金の削減に努めていく考えである。</p>			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	—				
特記事項 (事業/制度の沿革、これ までの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<p>(沿革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金基金連合会事務費補助金</li> <li>「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成元年法律第86号)による国民年金基金制度の実施を受け、平成3年度より創設。</li> <li>「確定拠出年金法」(平成13年法律第88号)により平成13年度から対象経費に個人型年金を追加。</li> </ul> <p>これまでも、連合会への事務費補助金の対象経費の見直し等を行うことにより、効率化を図ってきたところであるが、平成22年度予算においては、昨年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、一層の縮減等を求められたことを踏まえ、対前年度予算比△82.1%の2.1億円と大幅な縮減を行っている。</p>				

\*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成21年3月末)

加入員数 61万人 H21.3.31	加入者数 10万人 H21.3.31	加入者数 311万人 H21.3.31	加入者数 570万人 H21.3.31	加入者数 348万人 H21.3.31	加入員数 466万人 H21.3.31
--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------



6,940万人

# 国民年金基金制度の概要

## 1. 目的

自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、自らの選択により加入することにより、老後の所得保障の充実を図ることができるよう、老齢基礎年金の上乗せの年金給付を行うことを目的とする。

## 2. 加入資格

国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者等を除く)(加入員数 約61万人 平成21年3月31日現在)

## 3. 運営

- 加入員の掛金を積立て、それを財源として将来の年金給付を賄うという事前積立方式で運営
- 同一の都道府県内に住所を有する者によって組織する地域型国民年金基金及び同種の事業又は業務に従事する者によって組織する職能型国民年金基金が運営(地域型47基金・職能型25基金)

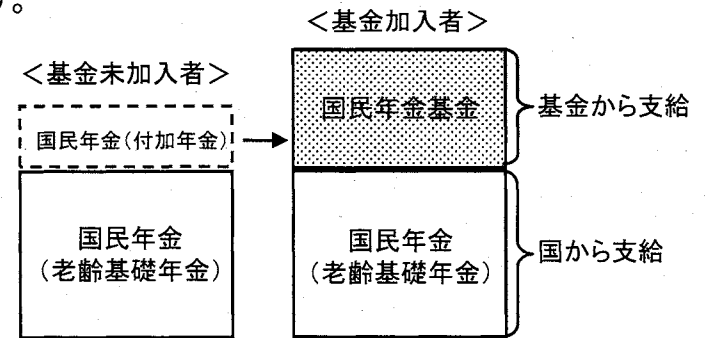
## 4. 掛金

選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢及び男女の区分により異なる。  
掛金額の合計の上限は月額68,000円(社会保険料控除の対象として非課税)。

## 5. 給付

- (1) 給付(平均給付月額 2.1万円)  
基金の給付は、老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)

- (2) 給付期間  
1口目 終身年金(原則65歳支給開始)  
2口目以降 終身年金又は有期年金(加入者が選択)(原則65歳支給開始)



(参考)掛金月額及び年金月額(15年間保証付終身年金の場合)

(単位:円)

加入時年齢	1口目		年金月額	2口目以降(1口当たり)		年金月額
	掛金月額			掛金月額		
	男性	女性		男性	女性	
20歳	6.350	7.360	20.000	3.175	3.680	10.000
30歳	9.740	11.290	20.000	4.870	5.645	10.000
40歳	12.270	14.205	15.000	4.090	4.735	5.000
50歳	16.910	19.560	10.000	8.455	9.780	5.000
50歳超	16.910	19.560	10.000未満(※)	8.455	9.780	5.000未満(※)

(※)加入時年齢により異なる。

# 国民年金基金制度の概況

## 1. 加入員数及び中途脱退者数の推移

(単位：万人)

	H3年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
基金(加入員)	43.6	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8	61.5
地域型	37.1	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2	51.2
職能型	6.6	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6	10.3
国民年金基金連合会(中途脱退者)	-	25.3	27.9	30.2	32.2	33.9	35.0

## 2. 受給者数の推移

(単位：万人)

	H3年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
全基金計	-	9.1	11.1	13.4	16.1	18.8	21.7
地域型	-	7.7	9.4	11.4	13.6	16.0	18.4
職能型	-	1.4	1.7	2.1	2.4	2.8	3.3
国民年金基金連合会	-	0.7	1.0	1.4	1.8	2.4	3.1
基金・連合会計	-	9.9	12.1	14.8	17.9	21.2	24.8

(注) 国民年金基金連合会は基金中途脱退者に係る年金及び一時金の給付を実施

## 3. 掛金の平均及び分布(平成20年度末)

	全基金計		
	地域型	職能型	
平均掛金月額	2.1万円	2.0万円	2.7万円

## 4. 給付月額の平均(平成20年度末)

	基金・連合会計	全基金計			国民年金基金連合会
		地域型	職能型		
平均給付月額	2.1万円	2.2万円	2.1万円	2.8万円	1.3万円

## 国民年金基金連合会平成 22 年度予算について

国民年金基金連合会は、毎事業年度、予算を作成し、事業開始年度前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。(国民年金基金令)

### 1. 平成 22 年度予算の概要

法令等に基づく事業の実施にあたり、国庫補助金の削減を踏まえ、経常経費の縮減等の効率化を図りつつ確実に実施するために必要な経費を計上する。

#### (主な経費)

	(21' 実績見込)		(22' 予算)	(5. 1%)
年金給付費	440. 0億円	→	462. 2億円	(22. 2億円)
※年金受給者	31.2万人(2.4万人増)を想定			
				(Δ0.4%)
事業費	24. 0億円	→	23. 9億円	(Δ0. 1億円)
※国民年金基金事業	19.6億円		19.2億円	(Δ0.4億円)
※確定拠出年金事業	4.4億円		4.7億円	(0.3億円)

#### [事業内容]

- (1) 中途脱退事業 基金を途中で脱退した人の原資を連合会が引き継いで年金給付を行うための経費(振込通知書、源泉徴収票、中脱者承継通知等の作成、発送経費等) ※中脱受給者4.3万人(0.5万人増)を想定
- (2) 共同事務処理事業 個別の基金から委託を受けて、掛金の徴収や年金の給付、加入員の資格等に関する業務を行うための経費  
※基金受給者26.9万人(1.9万人増)を想定
- (3) 確定拠出年金(個人型)の管理運営事業 加入者等に対する加入確認通知や払込証明書の送付等、記録の管理運営に必要な経費  
※加入者等35.0万人(5.8万人増)を想定

#### (主な事業経費の縮減事項)

- ・電算借料 Δ約34百万円(一般競争入札)
- ・プログラム開発費 Δ約11百万円(契約先との交渉)
- ・事務所賃借料 Δ約3百万円(契約先との交渉) 等

#### (参考)

	(21' 予算)		(22' 予算)
国民年金基金連合会事務費補助金	11. 5億円	→	2. 1億円(Δ9. 4億円)

# 確定拠出年金制度の概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)
- 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティ)ができる。
- 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

## <給付>

- 企業等は年金額を約束せず、運用収益によって額が決定。
- 60歳まで老齢給付は支給されず、原則脱退一時金は認められない(年金給付・一時金給付の選択可。)

## <掛金>

- 拠出限度額の範囲内で、企業型については事業主が、個人型については加入者が掛金を拠出。

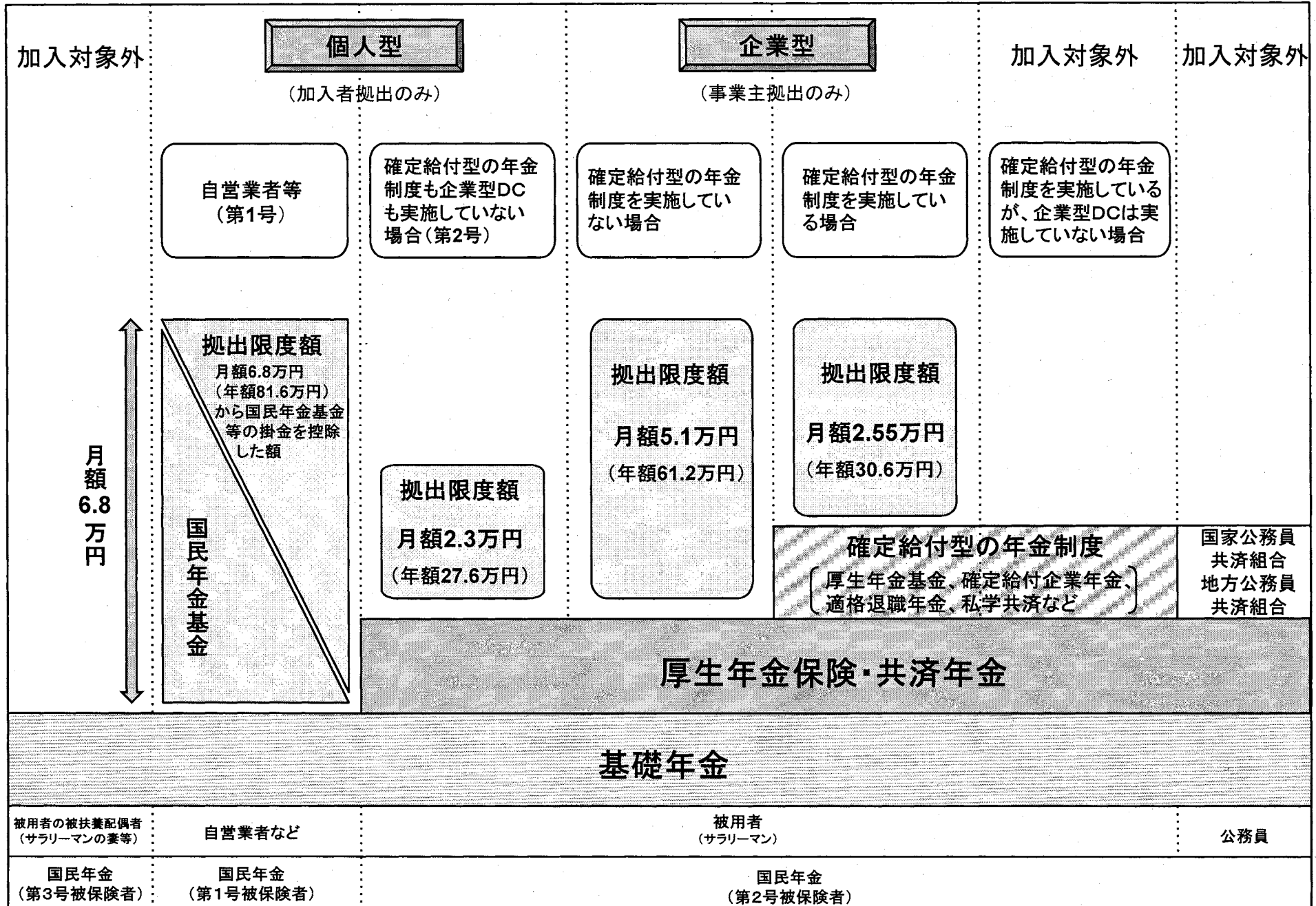
## <財政>

- 運用方法を各加入者が決め、個人ごとに資産管理(年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。)

## <その他>

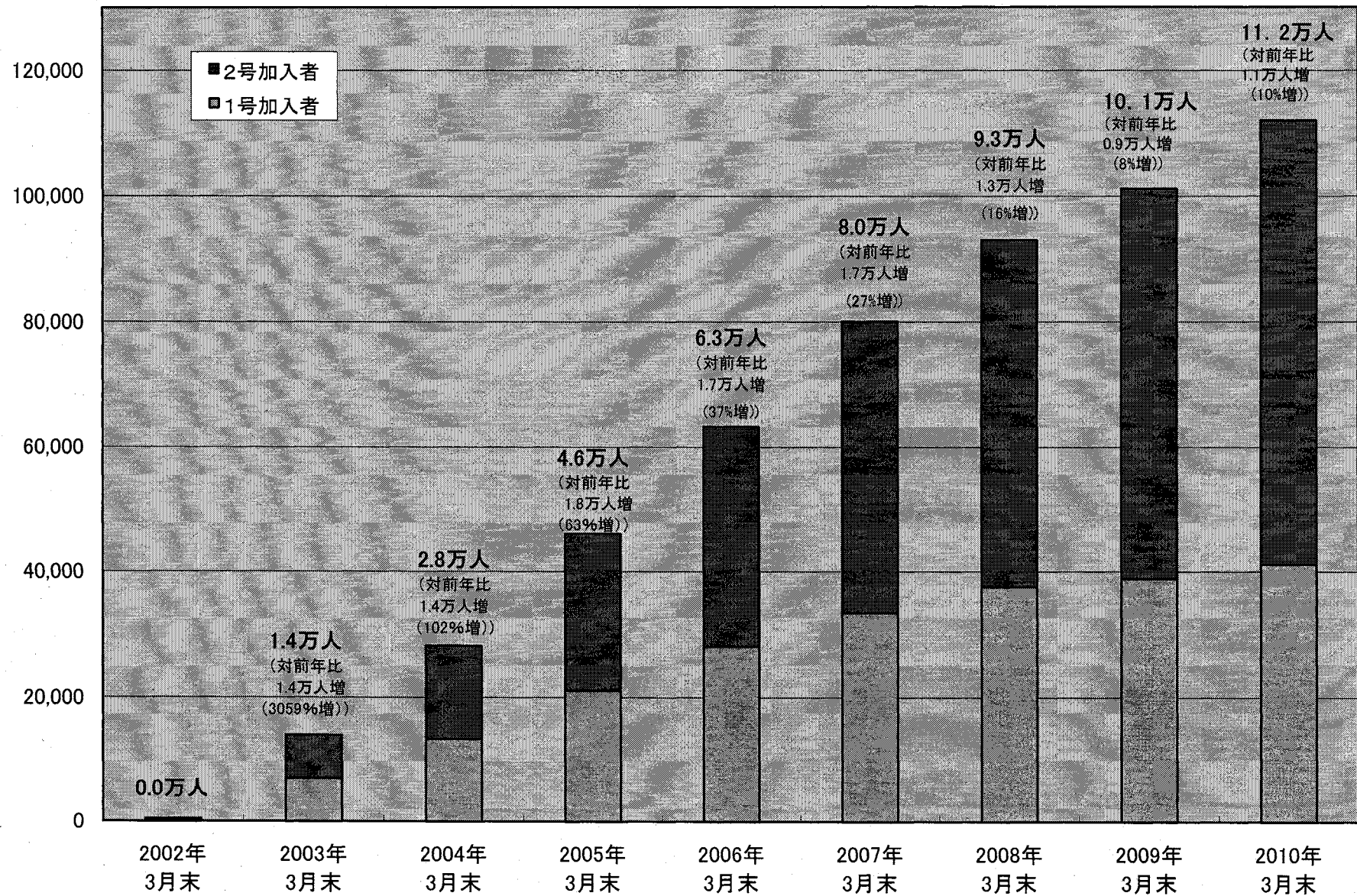
- ポータビリティ : 労働移動が頻繁に行われる業種の人にも、年金の確保が可能。
- 企業負担の軽減 : 経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易。

# 対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



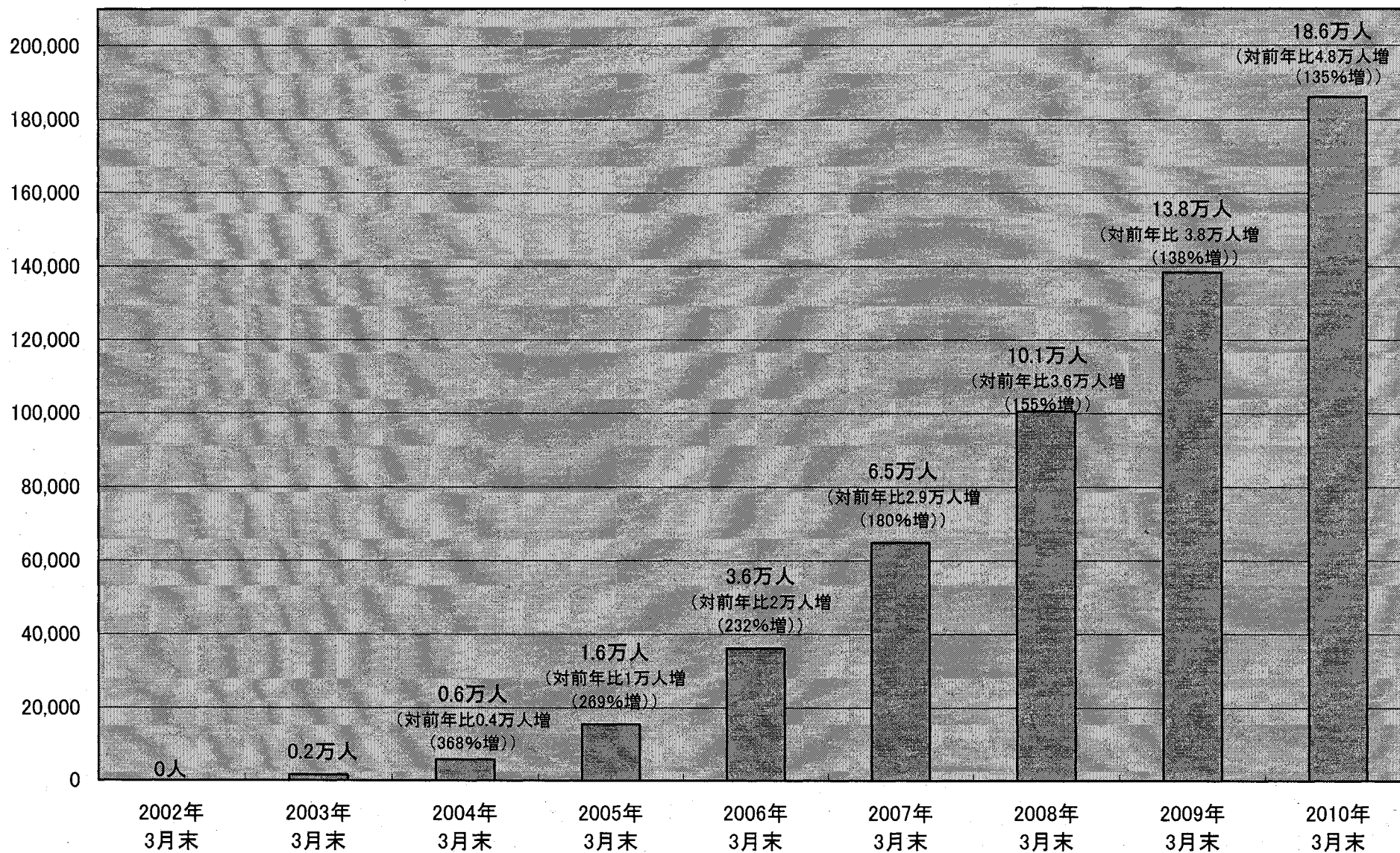


# 個人型年金加入者数の推移



(H22年 厚生労働省調べ)

# 個人型運用指図者数の推移



(H22年 厚生労働省調べ)